

日時：令和2年1月9日（木）10：30～12：00

場所：北海道庁本庁舎 7階共用会議室C

【平野農政部食品政策課主査】

それでは、時間となりましたので、ただいまより令和元年度第2回北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会を開催いたします。開会に当たりまして、森部会長からご挨拶をいただきたいと思います。

【森北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会部会長】

部会長の森でございます。今日はよろしくお願いいたします。

本日新年早々、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。部会の皆様ご承知のとおりのことかと思いますが、本年度は平成17年3月に制定されました「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」、いわゆるGM条例の点検・検証の年でございます。昨年7月18日に、当部会の親委員会である、北海道食の安全・安心委員会において、条例の点検・検証について審議を当部会に付託することが決まり、それを受けまして、前回7月24日に第1回の部会を開催いたしました。

前回、第1回の部会では、GM条例等の点検・検証に向けた検討の視点や、これからの進め方について審議したところでございます。その後、道民からの意見聴取として8月に旭川、帯広、札幌で地域意見交換会を行いまして、また、10月にはアンケート調査による道民の意識調査、11月にはパブリックコメントが行われたところでございます。

本日の第2回の部会では、それらの結果を見ながら、点検・検証の論点を整理して参りたいと存じます。今後、今回の会議の後のことですが、2月にもう1回この部会を開催いたしまして、そこでこれまでの提言をまとめて親委員会に提出して、3月に点検・検証結果を公表する予定となっております。

本日は短い時間でございますが、これらの経緯を踏まえましてご議論いただきたく、よろしくお願いいたします。以上、簡単ではございますが、私からの冒頭のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【平野主査】

続きまして、北海道農政部食の安全推進局長瀬川からご挨拶を申し上げます。

【瀬川農政部食の安全推進局長】

食の安全推進局長の瀬川でございます。本日はお忙しい中ありがとうございます。北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会の開催に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

昨年7月に開催して以降、年明け1回目でございますが、いわゆるGM条例に基づきます点検・検証を検討の視点、進め方をご審議いただいているところでございます。

本日は、第2回目ということで、前回の部会開催以降、今、部会長からもお話がありましたように、道民の意見をいろいろ聴取させていただいた中で、この結果を本日はご報告をさせていただくということを考えてございます。また、委員の皆様からいただきました様々なご意見を合わせて、ご議論をさせていただきたいと考えてございます。

限られた時間でございますけれども、森部会長はじめ特別委員の皆様のご忌憚のないご発言等お願いいたしまして、開会のごあいさつさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

いたします。

【平野主査】

議事に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。次第から開きまして配付資料一覧でございます。そのあと部会長・特別委員の名簿、委員・道側の出席者名簿が付いているかと思えます。資料1-1が地域意見交換会の開催結果について、1-2が道民意見募集パブリックコメントの結果について、1-3が道民意識調査の結果、資料2が点検・検証に関する論点について、資料3が点検・検証の手順、以下が参考資料となりまして、参考資料1-1、1-2、1-3が、条例や交雑混入防止措置基準についての関係、参考資料2-1、2-2が農林水産省で出しております、ゲノム編集の関係の手続きについての資料、参考資料3が平成27年度以降の道の取組、参考資料4が前回、5年前になりますけど、部会の検討結果の報告、参考資料5が本会の運営要綱、傍聴要領となっております。また別で配席図もお配りしております。不足等ございましたら、事務局の方にお知らせいただければと思えますが、よろしいでしょうか。

続きまして、本日の出席状況について報告をさせていただきます。本日は部会長、特別委員6名の皆様にご出席をいただいております。2分の1以上の出席がありますので、北海道食の安全・安心委員会運営要綱第4条の規定により、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、議事録の作成、録音の関係で、発言をされる場合はマイクを使っていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に移ります。これからの議事進行については、森部会長にお願いしたいと思えますので、森部会長よろしく願いいたします。

【森部会長】

はい。それでは、議事に入りたいと思えます。お手元の次第により進めて参ります。

まず、議事の1件目「『北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例』に関する道民からの意見聴取の結果の報告について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

【大脇農政部食品政策課主幹】

遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の点検・検証に関しまして、道民の皆様からのご意見等を、地域意見交換会、道民意見募集、いわゆるパブリックコメント、道民意識調査により聴取しましたので、その結果を順に報告します。

まず、地域意見交換会についてですが、資料1-1をご覧ください。1ページの開催概要ですが、昨年8月に旭川市、帯広市と札幌市の3か所で、農業者、農業団体、消費者協会、生活協同組合に加え、旭川市と帯広市では食品加工事業者と市町村を、また札幌市では経済団体、研究機関にもご出席いただいて開催しました。

各会場とも、最初に前回の第1回部会でも説明しました「遺伝子組換え作物をめぐる情勢」、「条例の概要」、「点検・検証の手順」を説明し、その後フリートークの形で意見交換を実施しました。そのときに出された主な意見を五つの項目に分けて整理しました。一つ目が「遺伝子組換え作物の生産について」、二つ目が「遺伝子組換え作物に係る試験・研究について」、三つ目が「遺伝子組換え食品の流通・加工・消費について」、四つ目が「道の条例等について」の観点で取りまとめています。また、新たな育種技術であるゲノム編集技術についても意見をいただきましたので、五つ目に取りまとめています。

2ページをご覧ください。1の「遺伝子組換え作物の生産について」の意見ですが、生

産サイドからは「交雑の可能性がある状況の中では、遺伝子組換えに取り組むべきでない」、試験研究サイドからは「北海道への農業や産業、道民の皆さんが受け入れられるものなどでないと、農産物としてうまく回っていかない」、流通加工サイドからは「遺伝子組換え表示制度で、意図しない混入の許容範囲がゼロとなるが、輸入種子で100%混入がないと言えるのか心配」、消費サイドからは「遺伝子組換えは安全だということをはっきり言えない、安全かどうか実証できないうちは厳しいことを言うていくことが必要」といったご意見がありました。

次に、3ページの2の「遺伝子組換え作物に係る試験・研究について」の意見ですが、生産サイドからは「気候変動への影響などから、健康面などで安全性を確認しながら試験研究を進めていくべき」、試験研究サイドからはこちらと同様の意見があったほか「生産者、流通加工、消費者が納得できないものは研究できないと思っている」、消費者サイドからは「遺伝子組換え技術についてきちっとした研究が必要」といった意見がありました。

3の「遺伝子組換え食品の流通・加工・消費について」、4ページをご覧ください。生産サイドからは「安全なのか、子孫に安全を担保できるのか気になる」、流通加工サイドからは「GMを使っていませんかなどの問合せは厳しくなっている」、また「技術を絶対ダメというのではなく安全かどうか調べ、選択できるようにすることが大事」、消費サイドからは「遺伝子組換えなどの技術が進歩していることは分かるが、一般の消費者でも分かるような内容で説明することが必要」といった意見が出されました。

4の「道の条例等について」の意見ですが、5ページをご覧ください。生産サイドからは「安全性など、積極的に条件を変える知見に大きな変化がなければ、条例に基づく基準を緩める理由はない」、「条例をいち早く制定し、適正に運営していることについて一定の評価」、試験研究サイドからは「交雑の防止のところでは有用」、流通加工サイドからは「条例は生産や流通の混乱防止の観点で制定されており、製造現場での原料分別の観点から必要な条例」、6ページの消費サイドからは「遺伝子組換え作物に対する消費者や生産者の不安や疑問は根強く、現行の条例は基本的に維持すべき」といった意見がありました。

7ページの5の「ゲノム編集技術について」ですが、生産サイドからは「品種を作る作らないの判断はまちまちだと思うが、具体的な品種名や品種の由来などを認識してすることが大事」、流通加工サイドからは「ゲノム編集について届出するほうが手を抜かないように考えることが必要」、消費サイドからは「育種技術が遺伝子組換えからゲノム編集にシフトしていく可能性があるとする、消費者が選べるようにするためのルールが必要」、「ゲノム編集について、道の条例への組み込みや独自に規制などを作っていく方向になってほしい」などの意見が出されました。

続きまして、道民意見募集、いわゆるパブリックコメントの結果については、資料1-2に取りまとめています。条例に関する意見について、昨年11月5日から12月5日までの1か月間募集しまして、合わせて11団体・人、26件の意見をいただき、地域意見交換会の結果と同様に、五つの項目に分けて整理しました。

2ページをご覧ください。1の「遺伝子組換え作物の生産について」ですが、「GM作物の一般作物への交雑・混入を否定しきれない開放系一般栽培には基本的に反対」、「遺伝子組換え作物は多くの可能性を秘めており、世界で標準の技術を利用できるようにすべき」などの意見をいただいています。

2の「遺伝子組換え作物に係る試験・研究について」は、特にありませんでした。

3の「遺伝子組換え食品の流通・加工・消費について」ですが、「わが国のダイズやトウモロコシの海外への依存の状況、栽培・流通の仕組み、食品の表示制度など正確な広報

活動に積極的に取り組んでほしい」、「食品を購入する際は表示に頼るしかない状況であり、国に対して表示制度の充実を求めてほしい」などの意見をいただいています。

3ページから4ページにかけては、4の「道の条例等について」です。「現行の条例は一般作物との交雑・混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止するためのルールを規定したものであり、適切に運営されていることについて一定の評価をする」、「遺伝子組換え作物に対する消費者や生産者の不安や疑問は依然として根強いことを踏まえ、現行条例は基本的に維持すべき」、などの一方、「遺伝子組換え作物は全く安全であり、試験栽培しその結果を公表して条例を見直すべき」などの意見をいただいています。

4ページの5「ゲノム編集技術について」ですが、「ゲノム編集技術についても、一部の技術が遺伝子組換え技術と同等の技術としてカルタヘナ法の対象に位置付けられていることから、条例の対象として一般作物への交雑・混入を防止するよう実効性のある仕組みとすべき」、「新しい育種技術であるゲノム編集技術を利用した作物と道条例との関係を早急に整理することが必要」などの意見をいただいています。

続きまして道民意識調査の結果について、資料1-3をご覧ください。今回の調査方法は層化二段無作為抽出法により抽出した満18歳以上の道民1,500名に調査票をお送りし、732名から回答いただき、他の調査項目とともに12月25日に取りまとめ、公表されたものです。回答のうち平成20年、23年、26年の過去3回の点検・検証時に実施した調査項目については、比較できるように当方にて整理をしております。

問1の「遺伝子組換え作物及びそれを使った加工食品の安全性について、どのように思いますか」について、「不安に思う」、「やや不安に思う」、「あまり不安に思わない」、「不安に思わない」、「わからない」の選択肢で質問しました。その結果、「不安に思う」と「やや不安に思う」を合わせた「不安を持っている」との回答が6割を超えています。

問2の「遺伝子組換え作物を栽培することによる自然や環境への影響について、どのように思いますか」について、「不安に思う」と「やや不安に思う」を合わせて6割を超え、問1と同様の傾向となっています。

次に、問3の「遺伝子組換え技術の研究について、どのように思われますか」についてです。過去の調査では「試験研究を積極的に推進すべき」、「試験研究は積極的に推進すべきだが実用化は一部の用途に限定すべき」、「試験研究は積極的に推進すべきだが実用化は当面見送るべき」、「試験研究は全面的に禁止すべき」の選択肢で独立した設問としていたのですが、今回の調査では設問数の制約から独立した設問とせず次の問4と合わせた設問とし、全体から「試験研究は全面的に禁止すべき」、「その他」と無回答を差し引いた割合を「試験研究は推進すべき」として整理しています。

その結果、「試験研究は推進すべき」の割合は8割近くと、これまでの「試験研究を積極的に推進すべき」、「試験研究は積極的に推進すべきだが実用化は一部の用途に限定すべき」と「試験研究は積極的に推進すべきだが実用化は当面見送るべき」を合わせた割合とほぼ同様となっています。

次に問4の「遺伝子組換え技術の試験研究について、どのような分野で推進すべきと思われますか」についてです。これまでの調査では条件付きで「試験研究を進めるべき」と回答された方に「どのような研究なら良いのか」の質問をしましたが、今回は、問3との設問と合わせて「試験研究は全面的に禁止すべき」または「その他」を選択された以外の方に複数選択してもらっています。また、新たな選択肢に「田畑など屋外での栽培についての試験研究」、「作物の栽培における生産性の向上や省力化についての試験研究」及び「健康によい成分の増加、高栄養価、有害成分・アレルゲンの低減など、消費者にとって直接メリットのある作物についての試験研究」を設定しています。

結果としては、「消費者にとって直接メリットのある作物についての試験研究」の回答が4割を超えている一方で、「田畑など屋外での栽培についての試験栽培を推進すべき」、「作物の栽培における生産性や省力化についての試験研究を推進すべき」が、それぞれ1割前後となっています。

問5と問6は、今回新たに実施したゲノム編集技術に関する調査項目です。問5は、「ゲノム編集技術を利用した農作物等の研究開発や食品の流通について、どのように思いますか」です。「不安に思う」と「やや不安に思う」を合わせると5割強で、遺伝子組換え作物に関する問1と問3と比較すると1割ほど少なくなっています。また「わからない」は約2割と、遺伝子組換え作物より1割ほど多くなっています。

問6は「ゲノム編集技術の試験研究について、どのように思われますか」で問3、問4と同様の選択肢を設定しています。各項目の回答の割合は、遺伝子組換え作物の試験研究におけるそれとほぼ同様となっています。

最後のページでは参考までに、遺伝子組換え作物に関する問1と問3の質問について、年代別における比較をしています。その結果、20代と30代においては、「不安に思う」と「やや不安に思う」を合わせた割合は、過去の調査と比較すると低下の傾向がみられる一方で、「不安に思わない」と「あまり不安に思わない」を合わせた割合は増加の傾向がみられます。

以上が、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況に関する道民からの意見聴取等の結果でございます。

【森部会長】

はい。ありがとうございます。それではただいま説明ございました、道民からの意見聴取等の結果につきましてご質問があればお願いいたします。

【愛甲北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会特別委員】

愛甲です。まず地域意見交換会の開催結果についてですが、それぞれの会場で、意見の内容に違いが、地域的な偏りといいますか、それぞれの場所ごとの何か違いのようなものがあつたのかどうかというのがまず一点と、それからアンケート、道民意識調査について、問3と問4の関係をご説明していただいたのですが、ちょっとよく分からないので、それをもう一度お伺いしたいと思います。

【大脇主幹】

地域差については大きな差はなかったのかなという気はしております。

それから、道民意識調査の問3と問4の関係ですが、もともとの設問というのが、遺伝子組換え技術の試験研究についてどのように思いますかということで、問4の中で密閉された温室から無回答まであるのですが、この中にプラスして「試験研究は全面的に禁止すべき」と「その他」という選択肢を入れております。この設問については、問3と問4に分けて整理しております。「試験研究を全面的に禁止すべき」または「その他」とお答えになった方は、問4のどの分野で試験研究推進すべきというところではお答えはないのですが、どこかの分野で試験研究を推進すべきだとお考えの方については、問4の中で該当する項目を選択していただいている設問でございます。

【愛甲特別委員】

問4の個別の項目のそれぞれに、推進すべきと、全面的に禁止すべきとその他があつたということですか。それとも、それをまず聞いてから、個別に推進すべきと思われる項目

を選んでもらったっていうこと、どちらですか。

【大脇主幹】

今回は設問数の制約の関係から、同時に聞いております。試験研究を推進すべきとお考えの方は、推進すべき試験研究の分野について、該当するものいくつかも選んでください。その下に、試験研究は全面的に禁止すべきという選択肢が入っております、その他、無回答という並びでございます。ですから、試験研究は全面的に禁止すべき、またはその他を選んだ方は、推進すべきという選択肢は選ばないようなことで整理しております。

【愛甲特別委員】

選ばないようになっていた。でも、項目として並んでいるのですよね。

【大脇主幹】

全面的に禁止すべきと選んだ方は、推進すべき分野の選択肢を選ばないでくださいということ、設定をしております。

【愛甲特別委員】

本当にそのように選んでいただけたのですか。ちょっと僕はその設問で本当にそうなるかどうかというのが理解できません。申し訳ないのですが。それは、弾けないのではないのかと思うのですが、実際には。意識調査の用紙そのものを見ないと分からないですが、この数値の判断するときに、母数で比率出している考えが、どのように、何を基にして出しているのかというのがちょっと理解できないのですよね、ですから。

【山口課長】

問4の設問は項目が九つありまして、試験研究について推進すべきと思う人は七つの項目から選んでもらい、それ以外の方は八つ目に試験研究は全面的に禁止すべき、九つ目にその他具体的にといったような、そういう選択肢を設けておりました。というのは、道民意識調査全体の設問数に限りがあること、我々農政部の食品の安全・安心に関する設問数が全体で7問という制約がございまして、そういう中で、この設問では可能な限り知りたいことを聞けるようにやったということです。本来であれば分けて設問を設定すべきだという先生のご意見かと。

【愛甲特別委員】

私が言ってるのは、複数回答としていくつかも選んでくださいというお願いをされていて、禁止すべきと書いた人が上の七つの項目を選んでなかったのかということを知っているのですが、それはできないようになっているのですか。

【山口課長】

最初に試験研究を推進すべきと思われる方は七つの項目のうちいくつかもお選びくださいと複数回答ができるようにして、またそれ以外の試験研究を全面的に禁止すべきなどの方については、一つだけを選ぶような設問としています。

【愛甲特別委員】

二重に回答された方がいなかった。

【山口課長】

基本的にそれは無かった。

【愛甲特別委員】

それとも禁止すべきという答えた方は、上のところ（何らかの分野で推進すべき）で答えたとしても、弾いたとかそういう操作をされたとか、そういうことはしていないか、そこをちょっと確認したいのですけど。

【大脇主幹】

有効回答の中では、そういった部分については、整理されておりました。

【愛甲特別委員】

はい、わかりました。では、それであればそれでいいのですけど、ただその表の作り方として、9項目で複数回答しているなら、その禁止すべきって言われた方の項目もここに入れておかないと、回答したときの本当の状況は再現してないことになりますよね。というのは、令和元年度から新規で追加した項目はこのように3つ入れてあるわけですから、それと同じ扱いにするべきではないのかと、グラフの作り方としてはそのように思います。

【山口課長】

分かりました。それと補足になるのですけど、問4のところでも前回よりも減る項目が多いという結果になっているのも、新規項目を加えているので、その部分が加味されてるといこと、我々もそそのように理解をしています。

それと最初の方にありました地域意見交換会で、3か所概ね同じような意見だったのですが、その中で札幌会場は全道の団体の方が多かったのですが、旭川と帯広については、実際に食品製造を行っていたり、営農されてる農業者であったり、そういった方が参加しておりますので、意見としては実際にされている立場としてということが、より濃く出ていたというのは若干ございます。

【愛甲特別委員】

ありがとうございます。あと、意識調査の分析で年齢の比較も見せていただいたのですが、性別とか職業、地域による差などを分析されると、今後のリスクコミュニケーションを重点的にどの部分に焦点を当ててやっていくのかという辺りの参考になる情報が、これから出てくるのではないかと、年代だけでもこんなに差があるので、そういうところを感じましたので、少しコメントさせていただきます。

【森部会長】

ほか、いかがでしょう。

【船津北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会特別委員】

船津と申します。よろしくお願ひします。今言われた箇所ですが、不安に思う、やや不安に思うところ、資料1-3の参考の部分ですが、これが世代によって違うということは、調査の対象となった方がどの世代が多いかっていうことについて、少し何か関わりがあるかと思っています。要するに、世代が違っていると理解ができないようなことなのかということなので、世代層に応じて、情報を提供していかなければいけないのかなということが少し見えてきて、この図で考えられたのですが、その点についてはどのようにお考えかと思ひ

ました。

まず一つは、ここに調査された方の中で、このように思わないという人には若い方が多いということは、若い方は理解できるが、40代以降の人については、少し理解しにくかったのかなということが懸念されたために、その件についてどのようなことが考えられているかについて教えて欲しいと思います。

【山口課長】

道民意識調査は、先ほど説明したとおり18歳以上の道民1,500人を対象としているのですが、道内を地域で分けて、その中で人口構成比がそれぞれ地域によって違いますので、それに応じて抽出して回答してもらうということをしています。

この傾向について年代によって違うのも、我々もここについての部分、本当に正しいかどうかというのは、説明会や意見交換会に出ている中での感想になりますが、私のような50代の人と、20代の人、今の大学生や高校生とでは、例えば生物の教科書でも遺伝子工学に関する記述というところは非常に違いが大きい、この間の進化・進歩している部分が非常に大きいものがあるのではないかなというのは、感覚的なものなのですが感じております。説明などをしていくときに、最初のベースといいますか、その部分に違いがあるというのと、やはりそういった分野に慣れ親しんでるといえるか、リテラシーといいますか、その部分というのに若干の差異はあるというのは感じております。ただ、そうした中で、年代によってのアプローチというか、もうちょっと踏み込んだ言い方をすると、学生だと返ってくる反応もやはり違ってくるというといったようなことを、経験的に感じているところです。それらを加味しながら、リスクコミュニケーションや説明といったところ、アプローチというのは考える必要があると思っています。

【船津特別委員】

もう一つですけど、20代から70代において職種を考えた場合、その職種別で見た場合はどうでしょうか。例えば食品を製造している方、栽培している方で、どちらの方が多いということがありますでしょうか。

【大脇主幹】

職種についても基礎データはあるのですが、項目が年代と比べるとかなり細分化されておりまして、職種によってはサンプル数が非常に少なく、解析は難しいということで、今回載せておりません。

【森部会長】

ほかにいかがでしょうか。

【平田北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会特別委員】

平田です。資料1-1の地域意見交換会の5ページで、試験研究について条例でどこまで規制するかというところについては改正が必要ではないかと、これは具体的にどのようなご意見だったのでしょうか。2の試験研究の2番目の○ですね。

【大脇主幹】

ご意見についてなのですが、交雑防止の観点での規制というようなことで、どこまで対象にするのかということについて、もう少し情報を集めながら、改正することは必要でないだろうかというようなご意見をいただいております。

【平田特別委員】

ということは、規制範囲について明確にしてほしいということですか、規制内容について考えてほしいということなののでしょうか、どちらでしょうか。

【大脇主幹】

規制の範囲について、いただいております。

【平田特別委員】

もし差し支えなければ、具体的にどのように出された意見なのか。たぶん、具体例を何か言われたのではないかと思うのですが。ちょっとイメージがつかないので。

【大脇主幹】

こちらで議事録も作成しているのですが、こちらの発言された方は、今、私が申し上げたような内容以上のことは、具体的には申し上げておりません。

【平田特別委員】

わかりました。ありがとうございます。

【瀬川局長】

ちょっと補足をさせていただくと、資料にはどこから意見を頂いたかは書いてないのですが、これまで何年も意見をもらっていて、どちらかというと積極的に推進という立場でのご意見です。推進ということで、基本的には規制をするな、今の条例は何でも規制に入ってるだろうという考えからのご意見、例えば、資料の意見の中にもありますけれども、輸入食品が非常に増えている、そういったものが入ってくると、GM由来の食品を実際にご家庭の方でも口にしているだろうという、そういう実態についてもきちっと明らかにした上で、ここは規制というか何らかの手続きが必要で、ここはもういらぬのではないかというご意見、よく言われて、要請を受けております。資料にあるこの2行ではなかなか分からないのですが、過去の経緯からいくと、そういったご意見の中でのこの2行だとご理解ください。

【平田特別委員】

ありがとうございます。理解できました。

【森部会長】

はい。その他ございますでしょうか。よろしければ、次に参りたいと思いますがよろしいでしょうか。

ここで、ゲノム編集技術関連で、事務局から情報提供があるということでございます。

【大脇主幹】

前回、第1回の部会の開催後、昨年10月に農林水産省で決定された「農林水産分野におけるゲノム編集技術を利用して得られた生物に係る取扱い」について、参考資料2-1で情報提供いたします。

新たな育種技術といたしまして、いわゆるゲノム編集技術を利用して品種改良された農作物などが開発され、食品として流通する段階を迎えております。この中にはカルタへ

ナ法の対象である遺伝子組換え生物に該当するものと、該当しないものが存在いたします。

このため、農林水産省では昨年 10 月、環境省の通知に基づき、農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物について、生物多様性への影響の観点から使用者に情報を求める際の具体的な手続きを定め、公表いたしました。

その手続きの内容ですが、2の「農林水産省の取扱方針」にありますように、開発者や輸入者といった使用者からの情報提供については、事前にその内容を農林水産省において確認した上で受け付けることとし、通知の公表と同日から事前相談を開始しております。

2ページでございます。3の「情報提供の詳細」の(1)の「手続」についてですが、最初に①の事前相談として、使用者はゲノム編集技術を利用して得られた対象生物の使用に先立ち、情報提供書の案を農林水産省に提出いたしまして、農林水産省は、その生物が遺伝子組換え生物に該当しないことなどについて、必要に応じて学識経験者への意見照会を行い、内容を確認いたします。

事前相談を終えた後ですが、②の「情報提供書の提出」として、使用者は情報提供書を農林水産省に提出し、農林水産省は、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれのある情報を除き、情報提供書をホームページで公開いたします。これらの手続の流れを図にしますと、真ん中のフロー図のようになります。

なお、(2)の「情報提供書に記載する項目」としては、ゲノム編集技術を利用して得られた対象生物の名称や用途のほか、カルタヘナ法の対象外の生物であることの情報や、ゲノム編集の方法、そして、実際に生じた形質の変化や意図しない変化の有無、生物多様性影響が生ずる可能性に関する考察などを記載することとなっております。

また、1ページに戻って真ん中の囲みですが、用語説明ということで、ゲノム編集技術やカルタヘナ法、また環境省の通知、こちらは昨年2月に出された通知でございます、こちらに用語解説をしております、

また、3ページと4ページは、品種改良技術である育種についての全体的な説明をはじめ、一般的な突然変異を利用した育種、そして、ゲノム編集技術についての解説資料でございます。

カルタヘナ法における遺伝子組換え生物の対象となる生物の取扱いについては、従来の遺伝子組換え生物と同様の手続きとなります。農林水産省からの通知文は、参考資料2-2として、原文の写しを付けております。

以上、昨年10月に農林水産省で決定された「農林水産分野におけるゲノム編集技術を利用して得られた生物に係る取扱い」についての情報提供です。

【森部会長】

はい、ありがとうございます。それではただいまのご説明、ゲノム編集技術関連の情報提供につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【久保北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会特別委員】

すでに受付がスタートしているということですが、そういう情報提供について、実際に何かあったのでしょうか。

【大脇主幹】

情報提供がありましたら農林水産省のホームページで公開されるのですが、現時点まで公開されているものはないところです。

【金澤北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会特別委員】

金澤でございます。今いただいたご説明と、その前のコメント等に関する関連性について少し申し上げたいのですけれども、2月に環境省からの情報が出て、文部科学省関連ですと6月に出ていると思います。また、一般の方々に、マスコミ等からゲノム編集というのがこういうもので、規制がこういうものということが出てきたのは、そのあとで秋だと思います。実際に栽培に関係することとしては、今、ご説明いただいた、農林水産関連の情報というのが重要なことになると思います。

一方、パブリックコメント等に関しては、まだこの情報が浸透してない段階で行われたのではないかと私は思いますので、その部分を頭において、いただいたコメント等について考えていく必要があるのではないかなと思いました。つまり、前後関係にご配慮いただくべきかと思いました。

【森部会長】

はい、ありがとうございます。その他ございますか。はい。それでは、議題の1については以上で終わりにしたいと思います。

続きまして議題の2点目、条例の施行状況等の点検・検証の論点整理について事務局からご説明をお願いいたします。

【大脇主幹】

資料2をご覧ください。また、後ほど参考資料3と4も使って説明いたします。

まず、資料2をご覧ください。条例の点検・検証に関する論点についてですが、これはあくまで事務局でこのような論点ではないかとした素案ですので、今後のとらえ方も含めてご議論をお願いしたいと思います。論点を4つ上げて、それぞれに関連して、先ほど報告した道民意識調査の結果、地域意見交換会及び道民意見募集、パブリックコメントでの意見を取りまとめたものを表にしています。

論点の1点目は、1ページから2ページにかけて「遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入による生産上及び流通上の混乱防止の必要性について」ということで関係の情報を入れております。3ページに移り、2点目は「交雑防止措置基準の見直しを要する新たな知見や技術について」、3点目は「道民への情報提供やリスクコミュニケーションについて」、4ページの4点目は「『北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例』に関連する新たな知見や技術について」、それぞれ、これまで説明しました情報、頂いたご意見、調査の結果から関連するものをこの表の中に載せております。

また、議論の参考として、参考資料3として前回平成26年度の点検・検証以降、平成27年度からの道の取組、参考資料4として前回の点検・検証について当部会における検討結果報告を添付しています。こちらの参考資料について説明をいたします。

参考資料3の前回点検・検証以降の道の取組としては、道民への情報提供としてホームページでの条例等の周知をしております。また、新しい育種技術NPBTについての意見交換、栽培計画の把握として市町村や農協、試験研究機関への調査を実施いたしました。これまで栽培計画、栽培の許可申請・届出実績はないところです。

国への要請も行っており、遺伝子組換え種子を含まない種子の安定供給の確立や遺伝子組換え食品等に関する表示制度の充実などの制度の拡充・強化、新しい育種技術についての法的規制や国民への情報提供、また今年度の要望では、ゲノム編集技術について国民への丁寧な説明、ゲノム編集技術を利用した食品の安全性に関する科学的な検証や生物の検出方法の開発、表示など消費者が選択できる仕組みの創設を要望しています。

参考資料4の前回点検・検証における当部会での検討結果報告では、1ページの1「社会経済情勢の変化など」として、世界や日本、北海道における遺伝子組換え作物に関する生産などの状況、遺伝子組換え作物等に関する道民の意識、新しい育種技術を用いた作物の状況を挙げております。2の「条例等の取扱い」として、条例及び2ページの交雑等防止措置基準の見直しについて必要はないという検討結果でございます。3の「附帯意見」として、情報提供などの取組、国への要請として表示制度の充実や遺伝子組換え種子を含まない種子の安定供給体制の確立、新しい育種技術について法的規制の検討や国民への適切な情報提供、また遺伝子組換え食品等をめぐる情勢の変化等も踏まえた条例や交雑防止措置基準への必要な対応を上げています。

以上が、事務局において整理をしました条例の点検・検証における論点でございます。ご議論について、よろしくお願いいたします。

【森部会長】

はい、ありがとうございます。それではただいま説明がありました。点検・検証の論点につきまして、ご質問ご意見があれば、出していただければと思います。4点挙げていただきまして、繰り返しになりますが資料の2の論点の1、2、3、4でございますね。ご意見よろしくよろしくお願いいたします。

【船津特別委員】

参考資料の3ですけど、リスクコミュニケーションについては、28年8月13日に1回だけ実施しているということですが、これは、そのあと毎年何回ぐらい開いていて、情報を道民の方に発信したかなと思いましたが、もしわかりましたら教えていただければありがたいです。

【大脇主幹】

リスクコミュニケーション、参考資料3のところですが、この5年間、27年以降に実施いたしましたのは、この1回だけでございます。

【船津特別委員】

新たに遺伝子組換え技術のほかにゲノム編集技術とか今後出てくるので、リスクコミュニケーション回数は、現在、1回だけなので、今後ちょっと少し増やしていくほうが、先ほどの世代層でもあれだけ違うので、道民の方も理解が深まるかなと思ひまして、その点少し検討していただければ良いかと思ひます。

【山口課長】

リスクコミュニケーションという名前でも実施したというのはこの部分になりますが、今船津委員がおっしゃられたとおり、特にこの1年、ゲノム編集を含めて取り上げられることが多くなった、関心も高くなったということもあって、前回のこの部会の時に概要をご報告ご説明しましたが、国のほうも7月上旬に全国5か所でゲノム編集技術に関する意見交換会を開催しています。その後も、金澤委員がおっしゃられたように、9月に厚生労働省が食品衛生上の取扱い、それから消費者庁が表示について、10月9日に農林水産分野における取扱いを農水省が出している、そういったところがありますので、消費者なり道民の意識や関心が非常に高くなっている。そういう中で、例えば、道内の消費者団体のほうから学習会のご案内があって、そちらの方に参加して説明することがあったのですが、そういったところで説明をしたり、あるいは大学のほうから話題提供をしてほしいという

ことで、話をさせてもらったりということがございました。ここにあるリスクコミュニケーションという形ではないのですが、そういったことを今年度いくつかさせてもらっているというのと、北海道食の安全・安心委員会の方にも、今回の農林水産分野のほかに、表示、それから食品、要は厚労省、消費者庁が出している部分、それぞれの関係部局から出ていただいて報告をいたしまして、それをホームページに載せて道民のほうに知らせるといったことをさせてもらっているところです。

【瀬川局長】

過去からの状況についてですが、平成27年から28年ぐらいまでは、農林水産技術会議も含めて、NPBT、ゲノム編集の部分については検討状況もオープンとなっていて、積極的に情報提供してくれる体制でございましたので、道では28年に呼んで、どういったものなのか勉強させてもらうということであったのですが、ご案内のとおり、マスコミなどで唐突にゲノム編集の話が出たというのがありました。この数年間、一昨年にこのゲノム編集の話が出るまでは、すべて情報もクローズの中で、技術会議の中では議論はしていたのですが、その進展を公表するようなことは国もしない形でやっておりました。統合イノベーション戦略の関係で、このゲノム編集の扱いを、各法令に基づいてどのようにするのか昨年度中に整理するというのが閣議決定されたことが出たので、その時点から、今までこんなことやっていましたという情報が数年空白あった後に出てきた、国もそこになって初めて公表した、進捗度のあるデータが一昨年の夏ぐらいから出てきたということです。

我々が国にお願いしたのは、リスクコミュニケーションといいますか、国民の皆さんにきちっとした、ゲノム編集というのはそもそもどういうものなのかということをしっかり検討して説明して欲しい、分かりやすいものをしていかないと、遺伝子という部分をいくら説明しても、なかなか分かりづらいということがございます。技術会議、農水省では、一般の方でもわかりやすいようなパンフレットを作っておりますが、でき上がったのは、実は去年の本当にほぼものが決まるような時期でございました。それから我々も、関係者や消費者含めた方々に、どういうものが説明する機会がありましたら、公的なリスクコミュニケーションとして設定したものではありませんけれども、講師という立場で行かしてもらって、その時にある情報で、今までよりも少しは濃密な情報を伝えているというところがございます。消費者の方にもまだ分かりづらいと言われましたけれども、ご説明する機会はいろいろ設けておりますというのが、先ほどの説明でございます。公的には平成28年にやった形になるのですけれども、その後は単発的に説明してくれないかというご意見、ご要望もあり、そのたびにお伺いしご説明をさせていただいているという状況でございます。

【森部会長】

はい。いかがでしょうか。

情報の提供に関しましては、私がちょっと思ったのは、道民意識調査の結果、資料2にもテーブルで入っていますが、不安に思うという方が、資料2の1ページの方では3分の2以上と、調査した年によって変動はありますが、令和元年度で66%。これは何について不安に思うかということ、作物や加工食品の安全性ですね、GMを使った加工食品の安全性について、66%程度の方が不安に思っている。次のページにいきますと、自然や環境への影響について不安に思う方が67%、ほぼ同じ値なのですが、これは何について不安に思うかということ、GMを栽培することによって自然や環境への影響について不安に思う人はこれだけいる。つまり食品の安全性と自然への影響、たぶん同じ人が同じように不安だとチ

エックをしているわけで、要はGMを育てることによる環境への影響と、それから食品への影響ってというのがごっちゃになっていると、答えた人の多くがそう感じていらっしゃる、区別がついていないという状況なのではないかと思います。こういうことからしますとやっぱり、基本それらは全然別、本来は別のことのはずで、GMから作った食品の安全とGMが環境に与える影響と全然別のことのはずですが、それが同じように答えているということなので、この辺はやっぱりもう少し理解を広げる、GMを進めていくのであれば、理解を進めていく必要がある項目だと感じました。

ここで議論すべきは、この論点でよいかということですよ。この論点というか、他に考慮すべきことがないか、論点はこの四つでいいかということを中心に話せばいいですよ。一つ目が生産、流通における交雑などによる混乱防止の必要性について、二つ目が交雑等防止措置基準を見直す必要があるような新しい知見とか技術について、考えていきましょう。三つ目が情報提供とリスクコミュニケーション、四つ目がGMに関する新しい知見や技術ということで、ゲノム編集についてのことなのかなと思います。これらの論点につきまして、ご議論いただければと思います。時間限られているのですが一応 15 分ぐらいありますので、特別委員の方から、ご自由に、関連するようなことで意見を言っただいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【金澤特別委員】

これは新たな論点ということではなくて、すでに論点として挙げられている中で考えていくべきことだと思うのですが、北海道だけではなくて、日本全体でどういうことになっているのかということとの整合性というのはすごく大事なのではないかと私は思います。先ほどのご紹介いただいたコメントの中で、北海道独自にこういうふうにしたらいというようなコメントもあったように記憶していますが、やはりそれは他の都府県、国全体とどういう関係にあるかということを考えながらやっていかないと、不要な混乱を招くのではないかと思いますので、そういう観点が論点の中にも含まれていてよいのではないのかと思いました。

【平田特別委員】

道民意識調査の結果で設問の3と4に関して、特に論点の中で含まれてないのではないかと。例えば論点2の中にもう少し、問3で研究自体は推進すべきというのは7~8割近い意見はあるということと、あと問4の方で、いろいろなこういうような項目で組換体など有効利用できるのですよということ、そういったようなことの情報がおそらく持ってないとは思いますが。ゲノム編集で「わからない」と答えた人がたくさんいるということは、結局それを使って何ができているのか、または我が国以外で取り入れてるところだと、どういような実態があって、どういうものがプラスの要素なりマイナスの要素なりあるのかと。そういったような情報提供が、多分知りたいという人にとっては、非常に有効ではないかなと。ちょっと論点がどうということとは少しずれるんですけど、論点2、論点3の中で何かそういうような観点も入れて、できないかなというように感じました。

【森部会長】

平田特別委員がおっしゃったこと、私もすごく思います。試験研究はこれだけの方が進めていく必要があると考えてらっしゃるわけですので、資料を見ますと、将来の食糧不足、それから医薬品や工業生産などには利用できるのではないかとということだと思います。

それで、少し整理をしたい、整理というか思いますのは、問4の設問の中に、一番上密

閉された温室などに限った試験研究を推進すべき、次は開放系での栽培、屋外での栽培ということでございます。77%の（試験研究を推進すべきという）人が何を思っていたかという、少なくとも、3分の2以上の人は密閉系の試験は進めたほうが良いという話ですよね。単純比率からいうと3分の1の人は屋外でやってやったほうが良いのではないかとおっしゃっていてもいるわけなのですけれども。この条例そのものは、屋内のことには入らない。ですので、この点をどう整理したらいいのかというところ、試験研究は推進すべきという高い割合、屋外でやるということにどれだけ落とし込むのかなというところは、考える点として上がってくるかとは思いますが。

すいません。久保先生、何かご意見ありましたらお願いいたします。

【久保特別委員】

大体、私自身はこの4つで、おおよそ網羅されているかなという気はしております。

細かいところについてはちょっともう少し具体的なところが出てこない、少し委員の間でも、分かってないといいますか、整合性が取れてないところがあるかなという気がしております。もう少し論点の中で砕いてみるっていうのも、できないですか。

【森部会長】

私の理解としては、1番目は、実質的にはかなり多くのことが入っていると思いますが、栽培、管理、それからできてきたものを区別するとかですよね。意見の中にも種子の管理と、それから作物の管理という意見も上がっていたと思います。

【久保特別委員】

私の理解だと、基本的にこれは開放系の栽培についての条例だという、先ほど閉鎖系と開放系の話が出てきたけど、おそらくこの条例で見ているのは開放系だから、閉鎖系の話は、触れないと言ったらおかしいですけど、その範囲外ではないかと思っています。

【森部会長】

条例の検討なので、どんな形でも実はあるのかもしれないのですが、カルタヘナ法の範囲内での栽培が対象、参考資料の1-1が条例の内容で、開放系、一般の屋外や圃場で栽培する、これについて規制をしているというものです。条例の目的がありますけれども、交雑それから混入の防止、生産上、流通上の混乱の防止、それから2番目が遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物との調整、それから3点目として、道民の健康保護、本道の産業の振興となっています。具体的には下に書いてあるように、GM栽培するときにはこのような手続きが必要だと、地域に説明会開いて納得してもらうということですよ。その上で、知事に申請をして、この会で科学的な見地に立って調査審議するというものが現在の条例ですので、基本その形だと思いますが、それをどこまで形を変えるか、カバーする範囲を変更するのかということだと私は理解しています。

ですので、久保特別委員がおっしゃったように、屋内の研究は、これと別の規制に基づいて行われる。大学でもやっていると思いますし、試験場でもやっていると思うのですが、それは今までどおり何も変わらない。この条例で、少なくとも縛るものではないと私は理解しています。

【愛甲特別委員】

今の話ですけど、森先生と平田先生の、さっきのアンケートの結果も踏まえてということと、閉鎖系のそういう研究を推進するという観点で、この条例は別としても、北

海道としてもそういう取り組みというか、僕はそれがあるかどうか知らないですけど、それもあっていいのではないかということですよ。という理解でよいでしょうか。閉鎖系のものは、そちらはそちらでちゃんと進めましょうということを持っておいたほうがいいと。

【森部会長】

閉鎖系のほうは閉鎖系のほうで、大学で試験するときも、それに基づいてやってますので、それはそれということで、道がやるとかいう形ではなく、規制に従ってですね。

【愛甲特別委員】

わかりました。それは私も同意見で、それだと条例の趣旨というか目的自体とちょっとずれてくるかなと思っておりました。

あともう1点、私、実はちょっとこの観点の中には少し含まれていないんですけど、今回条例を見てみて少し気になったのが、パブリックコメントや意見交換会で出てきた意見の中で、実際にはこれ発生はまだしてないですけど、その地域説明会の話が、例えば、地域意見交換会の資料1-1の5ページの真ん中あたりに、地域説明会を開催することになってるけどその実効性があるのかという手続き的な問題が書いてありまして、条例も読ませていただいたりいろいろしたんですけど、もしそういう事態が発生した場合に、今の条例の書き方で、この地域説明会の役割といいますか、先ほどの参考資料1-1を見ますと、説明会開催するけれども、そこで例えば意見が出た、質問が出た場合に、その扱いをどうするのかですとか、それが例えば専門部会や委員会での議論にどう反映されるのか等の扱いというのを決めておかなくてもいいのだろうかというのは少し気になったところです。あと知事が定める範囲で一般作物を栽培する者、それから規則で定める者というように、その対象者がなっておりますが、先ほども議論がありましたように、森先生言われましたように、加工品とかその作物自体の影響と、あと環境への広い生物多様性への影響とかも考えると、この規則で定めるものが、ちょっと私読み取れなくてどこに書いてあるのか探せなかったんで、どの辺が規則で定める対象となるのかちょっと読み取れなかったんですけど、その辺の範囲が今定めてる範囲でいいのかどうかっていうのも一つの例えばもし議論するとしたら、今回無理してそこまでやる必要ないと言われれば、やらなくてもいいかもしれないですけど、ちょっと私が条例を読んでみて、その点が少し気になりました。

【山口課長】

この条例というのはあくまでも、遺伝子組換え作物の栽培そのものを否定しているものではなくて、一般作物との交雑や混入の防止をするためのルールを定めるということで、生産上、流通上の混乱を防止する。それと合わせて、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と、一般作物に係る農業生産活動との調整を図る。そうした上で、道民の健康の保護、北海道の産業の発展、振興に寄与するというそういった趣旨です。ですから、地域説明会の実効性があるのかどうか、止める実効性、ここは実際止めるという意味での実効性という形で書いているのですが、実はそういう中では、栽培そのものを否定するものではないということと、ちょっとこの関係かなと思っています。止める実効性という、あくまで止めるだけの一方通行のそういったものでは基本的にはないということがございます。それとこの条例、いわゆるカルタヘナ法、遺伝子組換え生物等の使用による生物多様性への影響を防止するという、その法律との趣旨が異なるということもあるので、あくまでもそういう、国の法令との関係とかそういった部分から考えて、今のこの条例というのが、この北海道においてこのままでいいのか、それとも見直す必要があるのかとい

ったような形でのご意見を頂くということで、頂いたご意見を我々踏まえて、次の第3回の部会、それからその前に親委員会が1月23日でございますので、それらと合わせて、また第3回の部会の時に、もうちょっと整理したものをご提示できればということで思っております。

【森部会長】

はい。時間がちょっと迫ってしまっているのですが、他、先生方から、ご意見等ございましたらお願いします。

特になければ、今出ました意見等に基づきまして、1月23日開催の親委員会に報告するとともに、事務局では条例等の点検・検証結果案として取りまとめることとしております。次回の部会では、今ご説明ありましたけれども、それをもとに、部会としての意見の集約をして参りますので、よろしく願いいたします。それでは議題の2につきましてはこれで終わりにしたいと思います。

続きまして議題の3点目でございます。GM条例の施行状況の点検・検証の手順につきまして、確認でございます。事務局から説明をお願いいたします。

【大脇主幹】

資料3をご覧ください。本日、第2回の遺伝子組換え作物交雑等防止部会を開催させていただきました。今回、いただいたご意見も含めまして、第3回の食の安全・安心委員会、親委員会のほう、1月23日に検討状況を報告させていただきました。そこでのご意見もいただきます。そして来月ですが、2月6日に第3回のこちらの部会を開催させていただきます。点検・検証結果に係る遺伝子組換え作物交雑等防止部会としての意見を集約させていただければと思っております。意見が集約できましたら親委員会のほうに意見を提出しまして、2月18日に食の安全・安心委員会として、条例の点検・検証に関する意見の取りまとめをしまして、委員会の意見が提出されます。その後、点検・検証結果の案ということで2月下旬にまとめまして、道議会にも報告、ご審議いただいた上で、点検・検証結果を今年3月に決定、公表したいと考えております。以上です。

【森部会長】

はい。ただいまご説明いただきました手順につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。特にございませんので、議題の3につきまして終わりにしたいと思います。

最後に、議題4、その他につきまして、事務局の方から何かございますか。

【大脇主幹】

ありません。

【森部会長】

特別委員の方から何かございますか。全体を通して、特別委員の先生から何かございますか。

それでは、予定していましたが以上で終わりでございます。長時間にわたりまして円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。進行を事務局に戻します。

【平野主査】

森部会長ありがとうございました。それでは閉会に当たりまして、食の安全推進局長瀬

川からご挨拶を申し上げます。

【瀬川局長】

本日、部会長はじめ各委員の皆様にはありがとうございます。今回の議論を踏まえて思いましたのが、道民意識調査も従来とは変えてございまして、項目数から十分な因果関係を説明できるような体系になってないような恐れ方をされてしまいます部分もありますので、そういった部分を含めて、事務局から改めて道民意識調査の詳細の情報などもお示しをさせていただいて、そもそもこの項目設定もどういう背景でこうなったのかという部分をもう一度ご説明させていただきたいと思えます。また、この部会も昨年度までしばらく開かれてない中、今回本年度の2回目ということで、委員の皆さんも新しくなられてることもございますので、GM条例という部分についても、各委員の皆様との個別の意見交換などもさせていただく中でもう一回詰めて、次の部会でしっかり方向を、目線あわせをしながらやっていきたいというように考えてございます。

先ほど説明いたしましたスケジュールで、次は2月6日を予定しております。今いただいたご意見も踏まえて、もう少しわかりやすい資料などの整理もしながら、次の部会でご議論させていただきながら、対応したいというように考えてございます。

この条例の扱いというのは、ゲノム編集という新たな部分が出て、非常に注目されてございます。ゲノム編集について、どういう形で扱われるかという部分も、明確に次回の部会の中ではご説明させていただき、最終的には安全・安心委員会のほうで目線合わせをいただいて、道としての最終決定の方針というようにさせていただきたいと考えてございますので、こういったところも含めまして、よろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

【平野主査】

これをもちまして、令和元年度第2回北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会を閉会させていただきます。次回の部会につきましては先ほどもお話ありました、2月6日開催を予定しております。また委員の皆様には改めてご案内したいと思いますので、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

(了)